

# まち じてんしゃ と 街で 自転車を 停めるときに き 気をつけること



じてんしゃ かなら ちゅうりんじょう じてんしゃ と  
自転車は、必ず 駐輪場〈自転車を 停める  
ところ〉に 停めてください。

ちゅうりんじょう じてんしゃ と いがい  
駐輪場〈自転車を 停めるところ〉以外には、  
と  
停めないでください。

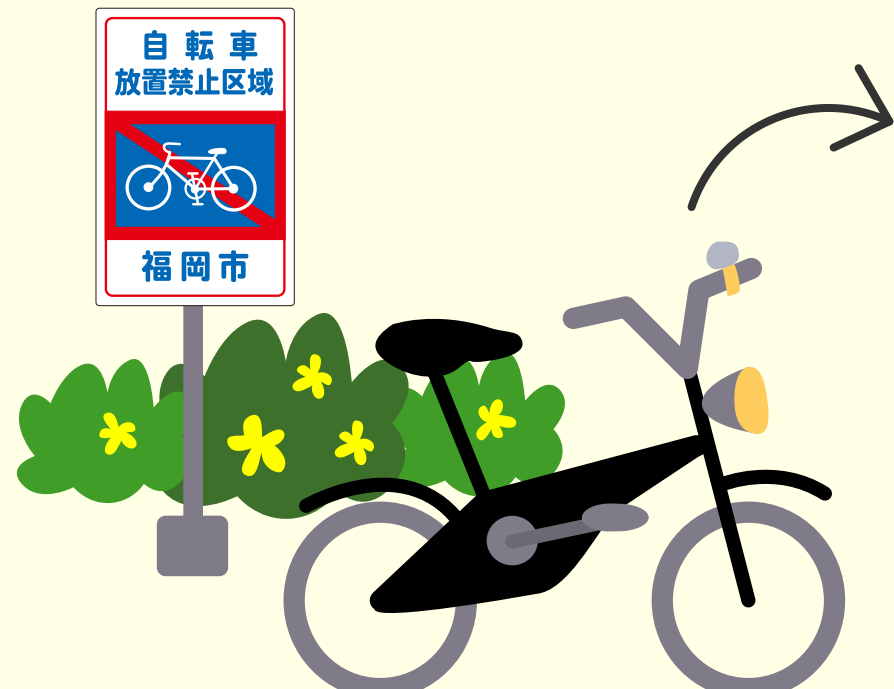


しょうぎょうせつ おお たてもの みせ ちかてつ  
商業施設〈大きな 建物や お店〉や 地下鉄・  
えき ちか みじか じかん と とき  
JRの駅の 近くには、短い 時間 停める時は  
かね ちゅうりんじょう じてんしゃ と  
お金がいない 駐輪場〈自転車を停める  
ところ〉も あります。

## お金がいない駐輪場

- ・天神駐輪場
- ・天神ふれあい通り駐輪場
- ・きらめき通り駐輪場
- ・博多口駐輪場
- ・博多駅筑紫口駐輪場
- ・明治公園駐輪場
- ・西新駅北駐輪場
- ・西新駅中央駐輪場
- ・西新駅西駐輪場
- ・西新駅南駐輪場

ちゅうりんじょう じてんしゃ と  
駐輪場〈自転車を 停めるところ〉ではない  
ばしょ じてんしゃ と ふくおかし じてん  
場所に 自転車を 停めると、福岡市が 自転  
しゃ べつ ばしょ じてんしゃほかんじょ  
車を 別の場所〈自転車保管所〉に  
うつ  
移します。



べつ ばしょ じてんしゃほかんじょ うつ  
別の 場所〈自転車保管所〉に 移した  
じてんしゃ かえ えん  
自転車を 返してもらうときは、2,500円を  
はら  
払わないといけません。



1000

べつ ばしょ じてんしゃほかんじょ うつ あと  
別の 場所〈自転車保管所〉に 移した後  
やく げつ す ころ と こ  
約2か月 過ぎた 頃までに、取りに 来ない  
ときは、じてんしゃ す  
自転車 を 捨てます。

撤去した区	自転車保育所	住所	電話番号
東区	貝塚	東区箱崎7丁目7番	092-633-3050
博多区	榎田	博多区豊1丁目10番	092-411-1706
中央区	那の津	中央区那の津3丁目7番	092-781-6542
南区	平尾	南区大楠2丁目18番	092-524-0415
城南区	西新	早良区祖原14番	092-851-6878
早良区			
西区	姪浜	西区小戸4丁目26番3号	092-881-8848